

京田辺市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年1月7日（金）午後3時から午後3時33分

2 開催場所 305会議室

3 出席委員（24人）

会長	5番	喜多義治
会長職務代理者	9番	澤田康夫
	1番	石坂 清
	2番	上村孝男
	3番	奥西和子
	4番	川端美恵
	6番	北尾清晴
	7番	小泉辰夫
	8番	香村侃彦
	10番	下村茂樹
	11番	正田文敏
	12番	田中和雄
	13番	徳田和彦
	14番	中川利一
	15番	藤田俊郎
	16番	堀江幸和
	17番	前川義一
	18番	水山裕司
	19番	森 岳人
	21番	守本和廣
	22番	山崎安喜男
	23番	山下明子
	24番	山本邦彦
	25番	米田五司

4 欠席委員（1人）

20番 森田三彦

5 議事日程

(1) 議事録署名委員の指名

(2) 報告第1号 使用貸借権の解約による通知について

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第3号 専決処分による報告（農地法第4条の規定による届出について）

報告第4号 専決処分による報告（農地法第5条の規定による届出について）

報告第5号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について

第1号議案 農地法第3条の規定による許可について

第2号議案 地目変更の届出について

第3号議案 相続税の納税猶予に関する特例農地等の利用状況の確認について

(3) その他

- 6 農業委員会事務局職員
 事務局長 古川 義男
 事務局長補佐 岩本 真吾
 主任 寒川 悠也

7 会議の概要

古川事務局長	(農業委員会事務局長 挨拶)
喜多会長	(農業委員会会長 挨拶)
上村市長	(京田辺市長 挨拶)
喜多会長	<p>ただいまの出席委員は24名です。定足数に達しておりますので、これより京田辺市農業委員会1月総会を開会いたします。</p> <p>京田辺市農業委員会規則第12条2項により、会議録の署名委員を2名選出しなければなりません、私から指名してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
喜多会長	中川委員、森委員、お願いします。
喜多会長	報告第1号、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>報告第1号、使用貸借権の解約による通知について説明します。</p> <p>(番号1について、地域は大住、地目は台帳、現況ともに田、筆数、面積、貸人、借人について説明。事由は合意解約。)</p> <p>(番号2について、地域は草内、地目は台帳、現況ともに田、筆数、面積、貸人、借人について説明。事由は合意解約。)</p>
喜多会長	報告第1号の1番から地元委員の説明をお願いします。
委員	(番号1について、地元委員から説明)
委員	(番号2について、地元委員から説明)
喜多会長	<p>報告第1号、使用貸借権の解約による通知について、何かご質問、ご意見はございませんか。よろしいですか。</p> <p>(なし)</p>
喜多会長	報告第1号、使用貸借権の解約による通知について、受理決定をします。

喜多会長	報告第2号について、事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出について説明します。 (番号1について、地域は水取、地目は台帳、現況ともに田、筆数、面積、被相続人、相続人について説明。事由は所有権の相続。) (番号2について、地域は水取、地目は台帳、現況ともに田、筆数、面積、被相続人、相続人について説明。事由は所有権の相続。) (番号3について、地域は田辺、地目は台帳、現況ともに田、面積、被相続人、相続人について説明。事由は所有権の相続。)
喜多会長	報告第2号の1番から地元委員の説明をお願いします。
委員	(番号1、番号2について、地元委員から説明)
委員	(番号3について、地元委員から説明)
喜多会長	報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出について、何かご質問、ご意見はございませんか。よろしいですか。 (なし)
喜多会長	報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出について受理決定をします。
喜多会長	報告第3号、専決処分による報告について、事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第3号、専決処分による報告、農地法第4条の規定による届出について。 (番号1について、地域は宮津、地目は台帳が田、現況が畑、筆数、面積、届出人について説明。転用目的は露天駐車場。場所について説明。受理通知年月日は令和3年12月9日。)
喜多会長	報告第3号、専決処分による報告について、地元委員の説明をお願いします。
委員	(番号1について、地元委員から説明)
喜多会長	報告第3号について、何かご質問、ご意見はございませんか。

	(なし)
喜多会長	報告第3号、専決処分による報告について、受理決定をします。
喜多会長	報告第4号、事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第4号、専決処分による報告、農地法第5条の規定による届出について。 (番号1について、地域は三山木、地目は台帳、現況ともに畑、面積、譲渡人、譲受人について説明。転用目的は専用住宅。場所について説明。受理通知年月日は令和3年12月15日。)
喜多会長	報告第4号、地元委員の説明をお願いします。
委員	(番号1について、地元委員から説明)
喜多会長	報告第4号、専決処分による報告について、何かご質問、ご意見はございませんか。 (なし)
喜多会長	報告第4号、専決処分による報告について、受理決定をします。
喜多会長	報告第5号について、事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第5号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について。 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置につきましては、農地法第5条第1項第7号に定める農林水産省令に定める場合に該当し、備考欄に記載していますように、農地法施行規則第53条第1項第14号の規定の認定電気通信事業者の行う中継施設の敷地に供する場合は、農地転用の制限の例外となり、許可不要案件となります。 許可不要ではございますが、国からの通達に基づきまして、認定電気通信事業者は、事業計画書により事前に京都府と調整することとされており、調整が整い、権利を取得した場合には、農業委員会に報告することと定められています。 (番号1について、地域は薪、地目は台帳、現況ともに田、転用面積、賃貸借権の設定であること、貸人、借人について説明。事由は携帯電話基地局の設置。)
喜多会長	報告第5号について、地元委員の説明をお願いします。

委員	(番号1について、地元委員から説明)
喜多会長	報告第5号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について、何かご質問、ご意見はございませんか。よろしいですか。 (なし)
喜多会長	報告第5号について、受理決定をします。
喜多会長	第1号議案、農地法第3条の規定による許可について、事務局から説明をお願いします。
事務局	第1号議案、農地法第3条の規定による許可について説明します。 (番号1について、地域は松井、地目は台帳、現況ともに畑、筆数、面積、譲渡人、譲受人について説明。事由は、譲渡人は農業経営を移譲するため、譲受人は農業経営を継承するため。) (番号2について、地域は大住、地目は台帳、現況ともに田、面積、譲渡人、譲受人について説明。事由は、譲渡人は高齢で管理できないため、譲受人は隣接所有地と一体利用し農業経営を拡大するため。) (番号3について、地域是水取、地目は台帳、現況ともに田、面積、譲渡人、譲受人について説明。事由は、譲渡人、譲受人ともに土地を交換することにより、自己所有地の隣接になり利便性が向上するため。) (番号4について、地域是水取、地目は台帳、現況ともに田、面積、譲渡人、譲受人について説明。事由は、譲渡人、譲受人ともに土地を交換することにより、自己所有地の隣接になり利便性が向上するため。)
喜多会長	本日、2班の委員に現地確認をしていただきました。班長の委員より報告をお願いします。
委員	午後1時40分から、第2班喜多会長以下委員7人、事務局2人、計9人で、第1号議案の番号2、3、4について現地調査を行いました。 大住については、隣接の土地の方が土地を買うということで、一体利用であり、現地も耕作されていますので、問題ございません。 3番、4番については、お互いに同等面積を自分が隣接する土地に交換するということで、土地の利便性を上げるために交換されるということであり、現地も管理をされており問題ないと思います。
喜多会長	第1号議案、1番から地元委員の説明をお願いします。
委員	(番号1について、地元委員から説明)

委員	(番号2について、地元委員から説明)
委員	(番号3、番号4について、地元委員から説明)
喜多会長	第1号議案、農地法第3条の規定による許可について、何かご質問、ご意見はございませんか。
	(なし)
喜多会長	ご異議等はございませんか。
	(異議なし)
喜多会長	異議等がないようですので、第1号議案、農地法第3条の規定による許可について、受理決定をします。
喜多会長	第2号議案、地目変更の届出について、事務局より説明をお願いします。
事務局	第2号議案、地目変更の届出について、説明します。
	(番号1について、地域は草内、地目は台帳、現況ともに田、面積、届出人について説明。届出内容は、畑として利用したい。)
	(番号2について、地域は三山木、地目は台帳、現況ともに田、面積、届出人について説明。届出内容は、畑として利用したい。)
喜多会長	第2号議案、地元委員の説明をお願いします。
委員	(番号1について、地元委員から説明)
	(番号2について、地元委員から説明)
喜多会長	第2号議案、地目変更の届出について、何かご質問、ご意見はございませんか。
	(なし)
喜多会長	ご異議はございませんか。よろしいですか。
	(異議なし)
喜多会長	第2号議案、地目変更の届出について、受理決定をします。

喜多会長	第3号議案、相続税の納税猶予に関する特例農地等の利用状況の確認について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>第3号議案、相続税の納税猶予に関する特例農地等の利用状況の確認について説明します。この確認は、納税猶予を受けている農地の20年経過後の最終の確認でございます。</p> <p>(番号1について、地域は大住、地目は台帳、現況ともに畑、面積、相続人について説明。状況は、耕作されている。)</p> <p>(番号2について、地域は興戸、地目は台帳は田、現況は畑、筆数、相続人について説明。状況は、耕作されている。)</p>
喜多会長	第3号議案、地元委員の説明をお願いします。
委員	(番号1について、地元委員から説明)
委員	(番号2について、地元委員から説明)
喜多会長	<p>第3号議案について、何かご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>(なし)</p>
喜多会長	<p>ご異議はございませんか。よろしいですか。</p> <p>(異議なし)</p>
喜多会長	異議等がないようですので、第3号議案、相続税の納税猶予に関する特例農地等の利用状況の確認について受理決定をします。
喜多会長	<p>本日の審議案件は以上です。</p> <p>ほかに何かご質問とかご意見はございませんか。よろしいですか。</p> <p>(なし)</p>
喜多会長	<p>議事については、以上で終わらせていただきます。</p> <p>事務局にお返しします。慎重なご審議ありがとうございました。</p>
古川事務局 長	<p>本日の総会はこれで終了いたします。慎重なご審議ありがとうございました。</p> <p>閉会に当たりまして、澤田職務代理者からご挨拶をお願いします。</p>
澤田職務代 理者	<p>(澤田職務代理者 挨拶)</p> <p>(閉会)</p>